

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月27日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

(印) 久富

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「正規の勤務時間」を「第2条から第4条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条第2項及び第3項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「正規の勤務時間」を「第2条から第4条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条第2項及び第3項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。